

# 青森県報

第三千五百八十六号

平成二十四年  
九月三日

(月曜日)

## 目 次

### 告 示

技能検定試験の施行……………

保安林皆伐許容面積の限度……………

### 公 告

青森県労働委員会第四十四期委員の推薦……………

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明……………

### 出 先 機 関

土地改良区 of 管理規程変更の認可……………

(労政・能力  
開発課) …… 一

(林政課) …… 二

(労政・能力  
開発課) …… 四

(建築住宅課) …… 六

(上北地域  
民局) …… 六

## 告 示

青森県告示第六百五十八号

平成二十四年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 実施職種

#### 1 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

#### 2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）（ただし、学科試験のみ実施）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

#### 3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

#### 4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

### 二 実施期日

1 実技試験は、平成二十四年十二月三日（月）から平成二十五年二月十七日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

#### 2 学科試験

(一) 平成二十五年一月二十日（日）に実施する職種

#### (1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工

(2) 三級

機械検査、電気機器組立て、配管

(二) 平成二十五年一月二十七日(日)に実施する職種

(1) 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、みそ製造、酒造、コンクリート圧送施工、機械・プラント製図

(3) 三級

機械加工、冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図

(三) 平成二十五年二月三日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、鉄筋施工、電気製図、塗装

(2) 三級

和裁、建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十四年十月一日(月)から同月十二日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四二五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三三八

五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第六百五十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十四年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、四〇四・九二
岩木川下流	"	五二七・一四
岩木川上流	"	九一六・五〇
平川	"	三八八・二八
浅瀬石川	"	六五九・六四
今別川(蟹田川)	"	一、〇二〇・〇八
青森地区	"	七四四・二六
下北東部	"	一、二八〇・九四
下北西部	"	九四五・八四
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六一六・九八

つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 ↳蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 ↳笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃
六・一四	〇・一八	九七・三〇	七六・四〇	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三二〇・七二	一八〇・三八	一六八・〇六	八七七・五八	四八六・七四

むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一五・九六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・一六	六・二〇

三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"
三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇

上北郡六ヶ所村	"	四八・二八
八戸市	"	一・〇〇
三戸郡階上町	"	三・八四
三戸郡三戸町	"	九・三二
三戸郡南部町	"	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	"	八六・三八

公 告

青森県労働委員会第四十四期委員の推薦

青森県労働委員会第四十三期委員の任期が平成二十四年十一月七日で満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月八日に第四十四期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成二十四年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十四年九月四日から同年十月三日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

（第1号様式）

青森県労働委員会  
使用者 委員候補者推薦書  
労働者

青森県知事 三村申吾 殿

年 月 日

推薦団体  
住所  
氏名  
代表者

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の労働者  
使用者を代  
表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属	会社名	住所
氏名	年齢	所属	会社名	住所

（第2号様式）

候補者調書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本籍
- 3 現住所
- 4 学歴  
(主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職歴  
(主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴  
(年月日順に記入すること。)

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十四年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社コンセプトハウジング
- 二 代表者の氏名 棟方 聡
- 三 免許証番号 青森県知事（二）第三二五七号

出 先 機 関

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の南岸種原頭首工管理規程の変更を平成二十四年八月二十日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十四年九月三日

上北地域県民局長 中 田 哲

管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項  
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭